

と認められるときは、その一部を没収することができる。

一 第九条第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であつて、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの（当該債権がその取得に用いられた薬物不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該薬物不法収益等）

二 第九条第二項又は第三項の罪に係る債権であつて、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの（当該債権がその取得に用いられた薬物不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該薬物不法収益等）

三 薬物不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

四 前三号の財産の果実として得た財産、前三号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他前三号の財産の保有又は処分に基づき得た財産

前項の規定により没收すべき財産について、当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人の権利の無その他的事情からこれを没收することが相当でないと認められるときは、同項の規定にかかるべき財産について、当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に

（犯罪収益等が混和した財産の没収等）

第十四条 前条第一項各号又は第四項各号に掲げる財産（以下「不法財産」という。）が不法財産以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産（次条第一項において「混和財産」という。）のうち当該不法財産（当該混和に係る部分に限る。）の額又は数量に相当する部分を没収することができる。（没収の要件等）

第十五条 第十三条の規定による没收は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情報を知つて当該不法財産又は混和財産を取得した場合（法令上の義務の履行として提供されたものを受取した場合又は契約（債権者において提供されたものを收受した場合を除く。）は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であつても、これを没収することができない。）

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第十三条の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の前に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後に情報を知らないで当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。

三 第十三条第一項各号に掲げる財産を没収することができないとき、又は当該財産の性質その他の権利の無その他的事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。ただし、当該財産が犯罪被害財産であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかるわらず、第十三条第三項各号のいずれかに該当するときは、その価額を犯人から追徴することができる。

3 第十三条第四項の規定により没収すべき財産を没収することができないとき、又は同条第五項の規定によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴することができる。

4 第十五条第二項の規定により存続させるべき権利について前項の規定がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者で自己の責めに帰することができない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたものは、当該権利について、これを存続させるべき場合には該当する旨の裁判を請求することができる。

5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める处分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第一条及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第二百三十八号）の規定を準用する。（犯罪被害財産の没収手続等）

7 第十八条の二 裁判所は、第十三条第三項の規定により犯罪被害財産を没収し、又は第十六条第二項の規定により犯罪被害財産の価額を追徴するときは、その言渡しと同時に、没収すべき財産が犯罪被害財産である旨又は追徴すべき価額が犯罪被害財産の価額である旨を示さなければならぬ。

8 第十三条第三項の規定により没収した犯罪被害財産及び第十六条第二項の規定により追徴した犯罪被害財産の価額に相当する金銭は、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）に定めるところによる被害回復給付金の支給に充てるものとする。（没収された債権等の処分等）

9 第十九条 没収された債権等は、検察官がこれを処分しなければならない。

10 第十条において「第三者」という。に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることはできない。

11 第十三条の規定により、地上権、抵当権その他の第三者的権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることはできない。（没収の裁判に基づく登記等）

12 第二十条 権利の移転について登記又は登録（以下「登記等」という。）をする財産を没収すれば、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判の書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

るときは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

第十一条第三項の罪に係る被告事件に關し、この法律その他の法令の規定により没収することができる財産（以下「没収対象財産」という。）に當たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

13 第二十二条 裁判所は、第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十一条第三項の罪に係る被告事件に關し、この法律その他の法令の規定により没収することができる財産（以下「没収対象財産」という。）に當たると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利の表示、これらの財産又は権利を有する者の氏名、罪名、公訴事実の要旨、没収の根拠となるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は権利の表示、これらの財産又は権利を有する者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）の氏名、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

14 裁判長は、急速を要する場合には、第一項若しくは第二項に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

15 没収保全（没収保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。）に関する処分は、第一回公判期日までは、裁判官が行う。この場合におい

は当該没収に關して次章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱託するものとする。

16 第二十一条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。（刑事補償の特例）

17 第四章 保全手続 第一節 没収保全（没収保全命令）

18 第二十二条 裁判所は、第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十一条第三項の罪に係る被告事件に關し、この法律その他の法令の規定により没収することができる財産（以下「没収対象財産」という。）に當たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

19 第二十三条 裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利の表示、これらの財産又は権利を有する者の氏名、罪名、公訴事実の要旨、没収の根拠となるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は権利の表示、これらの財産又は権利を有する者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）の氏名、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

20 裁判長は、急速を要する場合には、第一項若しくは第二項に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

21 没収保全（没収保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。）に関する処分は、第一回公

(その他の財産権の没収保全)

第三十一条 第二十七条から前条までに規定する財産以外の財産権(以下この条において「その他の財産権」という。)の没収保全については、この条に特別の定めがあるもののほか、債権の没収保全の例による。

2 その他の財産権で債務者又はこれに準ずる者がないもの(次項に規定するものを除く。)の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が権利者に送達された時に生ずる。

3 第二十七条第三項から第五項まで及び第七項並びに民事執行法第四十八条第二項の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十一条第三項において準用する同法第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは、「登記等の嘱託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官」と読み替えるものとする。

(没収保全命令の取消し)

2 没収保全の理由若しくは必要がなく、又は職権で、決定をもつて、没収保全命令を取り消さなければならない。

3 裁判所は、検察官の請求による場合を除き、前項の決定をするときは、検察官の意見を聽かなければならぬ。

(没収保全命令の失効)

第三十三条 没収保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があったとき、又は有罪の裁判の告知があつた場合において没収の言渡しがなかつたときは、その効力を失つ。刑法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合は、没収保全命令が發せられたときは、公訴棄却の裁判が確定した日と読み替える

(失効等の場合の措置)

第三十四条 没収保全が効力を失つたときは、又は代替金が納付されたときは、検察官は、速やかに届け出なければならない。

(没収保全財産に対する強制執行の手続の制限)

第三十五条 没収保全がされた後に、当該保全に係る不動産、船舶(民事執行法第百十二条に規定する船舶をいう。)、航空機、自動車、建設機械若しくは小型船舶に対し強制競売の開始決定がされたときは、当該保全に係る動産(同法第二十二条第一項に規定する動産をいう。)に対し強制執行による差押さえがされたときは、強制執行による売却のための手續は、没収保全が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 没収保全がされている債権(民事執行法第一百四十三条に規定する債権をいう。以下同じ。)に対する強制執行による差押命令又は差押処分が発せられたときは、当該差押えをした債権者は、差押えに係る債権のうち没収保全がされた部分について、没収保全が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、取立て又は同行による差押命令又は差押処分が発せられた債権で、条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるものについて準用する。

3 第一項の規定は、没収保全がされた後に強制執行による差押命令又は差押処分が発せられた債権で、条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるものについて準用する。

4 没収保全がされている他の財産権(民事執行法第六百六十七条第一項に規定するその他の財産権をいう。)に対する強制執行については、同項(同条第四項において準用する場合を含む。)とする。

(強制執行に係る財産の没収の制限)

第三十六条 金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。)の債務者(以下「第一三債務者」という。)は、没収保全がされた後に当該保全に係る債権について強制執行による差押命又は差押処分の送達を受けたときは、その債権の金額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

2 第三債務者は、前項の規定による供託をしたときは、その事情を没収保全命令を発した裁判所に届け出なければならない。

(第三債務者の供託)

3 強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令が発せられた場合には、當該處分の禁止がされる前の強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされた場合は、當該處分の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りではない。

2 没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて、當該処分の禁止がされる前の強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされていて了場合において、當該財産を没収するときは、その権利を存続させるものとし、没収の言渡しと同時に、その旨の宣告をしなければならない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収対象財産であるとき、差押債権者が没収対象財産であることを知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りではない。

3 裁判所は、没収保全が効力を失つたとき、代替金が納付されたとき、第一項の理由がなくなりたとき、又は強制執行の停止の期間が不当に長くなつたときは、検察官若しくは差押債権者の請求により、又は職権で、決定をもつて、同項の決定を取り消さなければならない。第三十二条第二項の規定は、この場合に準用する。

(担保権の実行としての競売の手続との調整)

第三十九条 没収保全財産の上に存在する担保権による処分の禁止がされたもの又は附帯保全命令による処分の禁止が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

第四十条 第三十五条の規定は、没収保全がされている財産に対し滞納処分（国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ。）による差押さえがされた場合又は没収保全がされている財産を有する者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定若しくは承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第二十一条第一項の規定による禁止の命令（第三項において「破産手続開始決定等」という。）がされた場合若しくは没収保全がされている財産を有する会社その他の法人について更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令（同項において「更生手続開始決定等」という。）がされた場合におけるこれらの手続の制限について準用する。

第三十六条の規定は没収保全がされている金銭債権に対し滞納処分による差押さえがされた場合又は滞納処分による差押さえがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について、同条第一項、第二項及び第四項の規定は没収保全がされている金銭債権に対し仮差押さえの執行がされた場合又は仮差押さえの執行がされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。

第三十七条の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し仮差押さえの執行がされていた場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて当該処分の禁制がされた前に当該保全に係る財産に対し滞納処分による

差押えがされていた場合又は没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する者について破産手続開始決定等がされていた場合若しくは没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する会社その他の法人について更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第二項本文の規定は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に滞納処分による差押えがされていた場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する者について当該処分の禁止がされる前に破産手続開始決定等がされていた場合若しくは没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する者について当該処分の禁止がされる前に破産手続開始決定等がされた前の更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について準用する。

第三十八条の規定は、仮差押えの執行がされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合における強制執行の停止がされたものについては、當該処分の禁止がされる前に當該処分の禁止がされる前に更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について準用する。

（金銭債権の債務者の供託）

第四十五条 追徴保全命令に基づく仮差押えの執行がされた金銭債権の債務者が、当該債権の額に相当する額の金銭を供託したときは、債権者の供託金の還付請求権につき、当該仮差押えの執行がされたものとみなす。

2 前項の規定は、追徴保全解放金の額を超える部分に係る供託金については、これを適用しない。

（追徴保全解放金の納付と追徴等の裁判の執行）

第四十六条 追徴保全解放金が納付された後に、追徴の裁判が確定したとき、又は仮納付の裁判の言渡しがあつたときは、納付された金額の限度において追徴又は仮納付の裁判の執行があつたものとみなす。

2 追徴の言渡しがあつた場合において、納付された追徴保全解放金が追徴の金額を超えるときは、その超過額は、被告人に還付しなければならない。

（追徴保全命令の取消し）

第四十七条 裁判所は、追徴保全の理由若しくは必要がなくなつたときは、又は追徴保全の期間が不適に長くなつたときは、検察官、被告人若しくはその弁護人の請求により、又は職権で、決定をもつて、追徴保全命令を取り消さなければならない。第三十二条第二項の規定は、この場合に準用する。

（追徴保全命令の失効）

第四十八条 追徴保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却（刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。）の裁判の告知があつたとき、又は有罪の裁判の告知があつた場合において追徴の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における追徴保全命令の効力については、第三十三条第二項の規定を準用する。

（失効等の場合の措置）

第四十九条 追徴保全命令が効力を失つたときは、又は追徴保全解放金が納付されたときは、検察官は、速やかに、第四十四条第一項の規定によりした命令を取り消し、かつ、追徴保全命令に基づく仮差押えの執行の停止又は既にした仮差押えの

見を聴かなければならない。

8 裁判所は、参加人が口頭で意見を述べたい旨を申し出たとき、又は裁判所において証人若しくは鑑定人を尋問するときは、公開の法廷において審問期日を開き、参加人に当該期日に出頭する機会を与えるべきである。この場合において、参加人が出頭することができないときは、審問期日に代理人を出頭させ、又は書面により意見を述べる機会を与えたことをもって、参加人に出頭する機会を与えたものとみなす。

9 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

(抗告)

第六十三条 檢察官及び参加人は、審査の請求に係る決定に対し、抗告をすることができる。

2 抗告裁判所の決定に対しては、刑事訴訟法第四百五条各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

3 前二項の抗告の提起期間は、十四日とする。
(決定の効力)

第六十四条 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定が確定したときは、当該没収又は追徴の確定裁判は、共助の実施に關しては、日本国の裁判所が言い渡した没収又は追徴の確定裁判とみなす。(要請国への執行財産等の譲与等)

第六十五条 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請をした外国(第三項において「執行共助の要請」)から、当該共助の実施に係る財産又はその価額に相当する金銭(以下この条において「執行財産等」という。)の共助の要請があつたときは、その全部又は一部を譲与することができる。

2 法務大臣は、執行財産等の全部又は一部を譲与することが相当であると認めるときは、没収又は追徴の確定裁判の執行の共助に必要な措置を命じた地方検察庁の検事正に対し、当該執行財産等の譲与のための保管を命ずるものとする。

3 法務大臣は、執行財産等について、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に規定する検事正に対し、当該執行財産等の全部又は一部を仮に保管することを命ずることができる。一 執行共助の要請国から執行財産等の譲与が要請があつた場合において、これに応ずるか

否かの判断をするために必要があると認めるとき。

二 執行共助の要請国から執行財産等の譲与があると認めるとき。

第六十五条 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定が確定した場合において、当該決定を取り消さなければならない。

2 前項の取消しの決定が確定したときは、刑事補償法に定める没収又は追徴の執行による補償の例により、補償を行う。

3 第六十三条の規定は、第一項の請求に係る決定について準用する。
(没収保全の請求)

第六十六条 共助の要請が没収のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、没収保全命令を発して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるとおり審査をし、又は没収保全若しくは追徴保全令を取り消さなければならない。

2 前項の請求があつたときは、裁判所又は検察官は、速やかに、没収保全命令又は追徴保全命令を取り消さなければならない。

第六十七条 共助の要請が追徴のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、追徴保全命令を発して、追徴の裁判を受けるべき者に対する財産の処分を禁止することを請求しなければならない。

2 前条第二項の規定は、追徴保全に關する处分について準用する。
(公訴提起前の保全の期間)

第六十八条 没収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない事件に關してされた場合において、没収保全命令又は追徴保全命令が発せられた日から四十五日以内に要請国から当該事件につき公訴が提起された旨の通知がないときは、当該没収保全又は追徴保全命令が失う。

2 要請国から、前項の期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理由を付して通知があつたときは、裁判官は、検察官の請求により、三十日間を限り、保全の期間を更新することができる。更新された期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理由を付して通知があつたときも、同様とする。

第六十九条 共助の要請を撤回する旨の通知があつたときは、検察官は、速やかに、審査、没収保全若しくは追徴保全の請求を取り消し、又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の取消しを請求しなければならない。

2 前項の請求があつたときは、裁判所又は検察官は、速やかに、没収保全命令又は追徴保全命令を取り消さなければならない。

第六十条 裁判所又は裁判官は、この章の規定による審査をし、又は没収保全若しくは追徴保全令を取り消さなければならない。

2 前項の請求があつたときは、裁判所又は裁判官は、この章の規定による没収保全命令を発して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるとおり審査をし、又は没収保全若しくは追徴保全命令の取消しを請求することができる。

第六十一条 檢察官は、この章の規定による没収保全命令を発して、証人を尋問し、検証を行い、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ぜることができる。(検察官の処分)

第六十二条 檢察官は、この章の規定による没収保全命令の執行に關して必要があると認めるとおり審査をし、又は没収保全若しくは追徴保全命令を取り消さなければならない。

第六十三条 裁判所又は裁判官は、この章の規定による没収保全命令を発して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。

第六十四条 裁判所又は裁判官は、この章の規定による没収保全命令を発して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。

第六十五条 裁判所又は裁判官は、この章の規定による没収保全命令を発して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。

第六十六条 裁判所又は裁判官は、この章の規定による没収保全命令を発して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。

第六十七条 裁判所又は裁判官は、この章の規定による没収保全命令を発して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。

第六十八条 裁判所又は裁判官は、この章の規定による没収保全命令を発して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。

第六十九条 裁判所又は裁判官は、この章の規定による没収保全命令を発して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。

第七十条 裁判所又は裁判官は、この章の規定による没収保全命令を発して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。

第七十一条 檢察官は、この章の規定による没収保全命令を発して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。

第七十二条 この章の規定による審査、没収保全命令若しくは追徴保全又は令状の発付の請求は、請求する検察官の所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所又はその裁判官にしなければならない。

2 管轄裁判所は、検察事務官に前項の処分をさせることができる。

七 裁判官の発する令状により、差押え、記録

命令付差押え、捜索又は検証をすること。

八 裁判所は、参加人が口頭で意見を述べたい旨を申し出たとき、又は裁判所において証人若しくは鑑定人を尋問するときは、公開の法廷において審問期日を開き、参加人に当該期日に出頭する機会を与えるべきである。この場合において、参加人が出頭することができないときは、審問期日に代理人を出頭させ、又は書面により意見を述べる機会を与えたことをもって、参加人に出頭する機会を与えたものとみなす。

九 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

10 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

11 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

12 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

13 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

14 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

15 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

16 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

17 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

18 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

19 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

20 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

21 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

22 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

23 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

24 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

25 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

26 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

27 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

28 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

29 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

30 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

31 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

32 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

33 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

34 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

35 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

36 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

37 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

38 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

39 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

40 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

41 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

42 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

43 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

44 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

45 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

46 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

47 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

48 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

49 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

50 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

51 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

52 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

53 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

54 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

55 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

56 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

57 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

58 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

59 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

60 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

61 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

62 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

63 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

64 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

65 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

66 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

67 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

68 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

69 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

70 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

71 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

72 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

73 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

74 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

75 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

76 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

77 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

78 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

79 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

80 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

81 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

82 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

83 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

84 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

85 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

86 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

87 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

88 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

89 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

90 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

91 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

92 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

93 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

94 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

95 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

96 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

97 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

98 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

99 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

100 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

101 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

102 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

103 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

104 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

105 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

106 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

107 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

108 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

109 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

110 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

111 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

112 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

113 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

114 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

115 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

116 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

117 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

118 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

119 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

120 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

121 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

122 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

123 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

124 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

125 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

126 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

127 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

128 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

129 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

130 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

131 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

132 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

133 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

134 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

135 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

136 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

137 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

138 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

139 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

140 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

<p>附 則 (平成一四年四月一日法律第四号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>第二条 この法律は、会社更生法(平成十四年法律五百四十四条)の施行の日から施行する。</p> <p>第三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にはした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にはした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第五条 この法律は、平成十四年五月二九日法律第四号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第六条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第七条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第八条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第十条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第十一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第十二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第十三条 この法律は、新組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下この条において「新組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」という。)の規定(前条第一項前段又は</p>

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定、第三条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪处罚法」という。）第七十一条第一項の改正規定、第四条及び第五条の規定並びに附則第十条から第十二条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 及び三 略

四 附則第六十条の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）。同条及び附則第六十一条において「労働者派遣法等一部改正法」という。の公布の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

五 附則第六十二条の規定 不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十二号）。同条及び附則第六十三条において「不正競争防止法一部改正法」という。の公布の日又は施行日のいずれか遅い日

（経過措置）

第二条 組織的犯罪处罚法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十二条の規定は、施行日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるもの）を含む。により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関して施行日以後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的犯罪处罚法第二条第一項第一号の犯罪収益とみなす。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）

二 第四十九条第一号（無許可営業の罪）

二 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十八条の四（損失補填に係る利益の收受等）の罪

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二百四十三条の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

四 金融機関の合併及び転換に関する法律
和四十三年法律第八十六号)第七十三条第一項(株主等の権利の行使に関する收賄)の罪
五 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六十一条第一号(無免許営業)の罪
六 保険業法(平成七年法律第二百五号)第三百二十九条第一項(社員等の権利の行使に関する收賄)又は第三百三十二条第二項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為)の罪
七 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)第二百九十七条第一号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

第三条 組織的犯罪処罰法の規定の適用について
は、次に掲げる罪は、組織的犯罪処罰法第十三条第二項各号に掲げる罪とみなす。
一 破産法(平成十六年法律第七十五号)附則第六条前段の規定によりなお從前の例によることとされている場合における同法附則第二条の規定による廃止前の破産法(大正十一年法律第七十一号)第三百七十四条(詐欺破産)の罪、同条の例により処断すべき罪及び同法第三百七十八条(第三者の詐欺破産)の罪

二 破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第七十六号。以下この条において「破産法整備法」という。)
附則第十二条第一項前段の規定によりなお從前の例によることとされている場合における破産法整備法第四条の規定による改正前の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百三十九条第一項(協同組織金融機関の理事等の詐欺更生)及び第二項(相互会社の取締役等の詐欺更生)並びに第五百四十条第一項(協同組織金融機関に関する第三者の詐欺更生)及び第二項(相互会社に関する第三者の詐欺更生)の罪

三 破産法整備法附則第十二条第一項前段の規定によりなお從前の例によることとされてい場合における破産法整備法第一条の規定による改正前の民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百四十六条(詐欺再生)及び第二百四十七条(第三者の詐欺再生)の罪

<p>第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(調整規定)</p> <p>第六十一条 労働者派遣法等一部改正法の施行の日が施行日前となる場合には、第三条のうち組織的犯罪処罰法別表の改正規定(同表第五十七号に係る部分に限る)中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」とし、前条の規定は、適用しない。</p> <p>(調整規定)</p> <p>第六十三条 不正競争防止法一部改正法の施行の日が施行日前となる場合には、第三条のうち組織的犯罪処罰法第二条第二項第三号の改正規定中「第十一條第一項」を「第十八條第一項」に、「第十四条第一項第七号」を「第二十一条第二項第六号」に、「当該罪」を「、当該罪」とし、附則第三十六条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>年旧実用新案法」を「特五年旧実用新案法」を許法等の一部を改正する(特許法等の一部を改める字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>附則第十二条中「平成五附則第十二条中「平成十六号」附則第四条第一法律第二十六号)附則の規定によりなおその第四条第一項の規定による改正前の実用新案法第三条の規定による改め(以下「平成五年旧実用新案法(以下「平成五年旧実用新案法」という。)」に改め下「平成五年旧実用新案法」という。)に改める。</p> <p>附則第十五条を次のように改める。</p> <p>第十五条 削除</p> <p>(施行期日) 2 前項の場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>附 則 (平成二四年四月六日法律第二七 号) 抄</p>	<p>第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
---	---

(施行期日)
三号)抄
附 則 (平成二四年六月一七日法律第四
二 第二条第一項第二十号並びに第十八条第三項及び第四項の改正規定、第十九条第四項に一号を加える改正規定、第三十条第一項第二号の改正規定、第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に一条を加える改正規定、第四十七条の九の改正規定(「又は第四十六条」を「第四十二条の三第一項第二項又は第四十六条」に改める部分に限る。)、同条ただし書の改正規定(第四十二条の二まで)の下に「第四十二条の三第二項」を加える部分に限る。)、第四十九条第一項第一号の改正規定(第四十二条の二)を「第四十二条の三」に、「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第一項」を「第四十二条の四第二項」に改める部分に限る。)、第八十六条第一項及び第二項の改正規定(「第四十二条の二まで」の下に「、第四十二条の三第二項」を加える部分に限る。)、第九十条の二第四項に一号を加える改正規定、第一百十二条第一項の改正規定(第四十二条の三)を「第四十二条の四」に改める部分に限る。)、同条第九項第一号の改正規定(「第四十二条の三第二項」を「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第一項」を「第四十二条の三第二項」に改める部分に限る。)及び第九条の規定 平成二十四年十月一日
**附 則 (平成二五年五月三一日法律第二
八号)抄**
この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条
(内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。)及び第五十条の規定 公布の日
五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第一百九十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第一百九十八条の二号を加える改正規定並び八条第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第一百九十八条の三、第一百九十八条の六第二号、第二百五十五条第十四号並びに第二百七一条第一項、第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一條の十一第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第二項の改正規定に限る）、第三十条第一項（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条第三十六条及び第三十七条の規定）公布の日から起算して二十日を経過した日（罰則の適用に関する経過措置）

第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における「この法律」の施行前にした行為及びこの附則の規定によるものほか、この法律の施行に関し（政令への委任）第一条中金融商品取引法第一百九十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第一百九十八条の二号を加える改正規定並び八条第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第一百九十八条の三、第一百九十八条の六第二号、第二百五十五条第十四号並びに第二百七一条第一項、第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一條の十一第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十条第一項（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条第三十六条及び第三十七条の規定）公布の日から起算して二十日を経過した日（罰則の適用に関する経過措置）

必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

附則 (平成二十五年六月二一日法律第五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二七年九月四日法律第六号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十五年一月二十七日法律第八号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年五月一四日法律第三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三年を超えた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成二七年九月九日法律第六号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二七年九月九日法律第六号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二七年九月九日法律第六号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二七年九月九日法律第六号) 抄

(施行期日) この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則 (平成二八年六月三日法律第五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。**附則** (平成二九年五月一四日法律第三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二九年六月二一日法律第四号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）
おいて「刑法一部改正法」という。の施行
の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅
い日
第二条 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十二条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第一条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法（以下「新組織的犯罪処罰法」という。）
第二条第二項第一号イ又は別表第五号若しくは第七号から第十号までに掲げる罪（第一条の規定による改正前の組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪を除く。）の犯罪行為（日本国外でし
た行為であつて、当該行為が日本国内において得
た財産に関してこの法律の施行後にした行為に
つ、当該行為地の法令により罪に当たるものと
含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為に
より得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得
た財産に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七条号。以下この条において「特定資産流動化法等一部改正法」という。）附則第六十五条又は職業安定法等一部改正法（昭和二十六年法律第九十九号）
第三条 新組織的犯罪処罰法の規定（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下この条において「職業安定法等一部改正法」という。）附則第十二条の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。）の適用については、特定資産流動化法等一部改正法附則第六十五条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における特定資産流動化法等一部改正法第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第二百三十六条第二項の罪は、新組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪とみなす。
前二第三十号に掲げる罪とみなし、職業安定法等一部改正法附則第十二条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における職業安定法等一部改正法第二条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）附則第六項の罪は、同表第二十六号に掲げる罪とみなす。

第四条 新組織的犯罪处罚法第十二条（刑法第四条の二に係る部分に限る。）の規定、第二条の

（経過措置） おいて「刑法一部改正法」という。の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

第四条 新組織的犯罪処罰法第十二条（刑法第四条の二に係る部分に限る。）の規定、第二条の規定による改正後の爆発物取締罰則第十条（爆発物取締罰則第四条から第六条までに係る部分

第四条 新組織的犯罪処罰法第十二条（刑法第四条の二に係る部分に限る。）の規定、第二条の規定による改正後の爆発物取締罰則第十一条（爆発物取締罰則第四条から第六条までに係る部分に限る。）の規定、第四条の規定による改正後の暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ三第二項の規定、第五条の規定による改正後の児童福祉法第六十条第五項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定、第六条の規定による改正後の細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第十一条（同法第十条に係る部分に限る。）の規定及び第七条の規定による改正後のサリン等による人身被害の防止に関する法律第八条（同法第五条第三項に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされている罪に限り、適用する。

（調整規定）

第五条 刑法一部改正法の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、刑法一部改正法の施行の日の前日までの間ににおける新組織的犯罪处罚法別表第三第二号力の規定の適用については、同号力中「強制性交等」とあるのは、「強姦」と、「準強制性交等」とあるのは「準強姦」とする。

2 前項の場合においては、刑法一部改正法のうち刑法第三条の改正規定中「同条第十二号」とあるのは「同条第十三号」と、「同条第十三号」とあるのは「同条第十四号」とし、刑法一部改正法附則第六条の規定は、適用しない。

（調整規定）

第十二条 この法律の施行の日が不動産特定共同事業法一部改正法の施行の日以後となる場合は、前条の規定は、適用しない。この場合において、第一条のうち組織的犯罪処罰法別表第一の次に三表を加える改正規定のうち別表第二第二十八号に係る部分中「第五十三条第三号」とあるのは、「第八十条第三号」とする。

（検討）

定の適用状況並びにこれらの規定の罪に係る事件の捜査及び公判の状況等を踏まえ、特に、当該罪に係る事件における証拠の収集の方法として、刑事訴訟法第百九十八条第一項の規定による取調べが重要な意義を有するとの指摘があることに留意して、可及的速やかに、当該罪に係る事件に関する当該制度の在り方について検討を加えるものとする。

2 政府は、新組織的犯罪処罰法第六条の二第一項及び第二項の罪に係る事件の捜査に全地球測位システムに係る端末を車両に取り付けて位置情報を検索し把握する方法を用いることが、事案の真相を明らかにするための証拠の収集に資するものである一方、最高裁判所平成二八年（あ）第四四二号同二九年三月一五日大法廷判断において、当該方法を用いた捜査が、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がある場合でなければ許容されない強制の处分に当たり、当該方法を用いた捜査が今後も広く用いられる有力な捜査方法であるとすれば、これを行うに当たっては立法措置が講ぜられることが望ましい旨が指摘されて、いることを踏まえ、この法律の施行後速やかに、当該方法を用いた捜査を行うための制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年一二月四日法律第六三)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年四月二四日法律第二二)
(施行期日) 号 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (令和二年六月一二日法律第五〇)
(施行期日) 号 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二十七条の規定 公布の日
(政令への委任)
第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附 則 (令和三年六月一六日法律第六九)
(施行期日) 号 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (令和三年六月一六日法律第七二)
(施行期日) 号 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第四八)
(施行期日) 号 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二十五日法律第四八)
(施行期日) 号 抄

の二十九の十八第二項並びに第一百五十六条の二
十五第一項の改正規定並びに同法附則第三条
の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二
条の規定、第五条中農業協同組合法第十二条
の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び
第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六
条中水産業協同組合法第八十七条の二第一
項、第一百七条第一項及び第一百七条第二項の
改正規定、第七条中協同組合による金融事業
に関する法律第四条の四第一項、第六条の四
及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八
条中投資信託及び投資法人に関する法律第九
十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六
条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第
五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の
二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中
长期信用銀行法第十三条の二第一項及び第
十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫
法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及
び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中
銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五
十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及
び第五十二条の六十一の五第一項の改正規
定、第十四条中保険業法第一百六条第一項、第
二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の
三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二
百八十条第一項、第一百八十九条第一項及び
第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中
資産の流動化に関する法律第七十条第一項の
改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五
四条第三項、第七十一条第一項、第九十五条
の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の
改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合
中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第
一項及び第六十条の六第一項の改正規定並び
に附則第十四条から第十七条まで第二十三
条第一項、第三十四条、第三十七条から第三
十九条まで及び第四十一条第三項、第三十九条第
一項及び第六十条の六第一項の改正規定並び
に附則第十四条から第十七条まで第二十三
条四十八号の改正規定並びに附則第四十五条か
ら第四十八条まで、第五十二条、第五十四
条、第五十五条、第五十八条から第六十三条
まで及び第六十五条の規定 公布の日から起
算して三月を超えない範囲内において政令で
定める日

第一条の三及び第二十四条第一項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の人を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十一の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五項、第一百六十六条第四項及び第五項、第一百七十二条の三第一項及び第二項、第一百七十二条の第四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第一百七十八条第十項及び第十一項、第一百八十五項の七第四項から第七項まで、第十四項、第一百五十五項及び第三十一項、第一百九十七条の二第一号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号及び第一百九十七条の二第一号、第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日

附 則 (令和五年一二月一三日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下のこの条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によるところとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

一 附則第六条及び第二十九条の規定 の日

(政令への委任)

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

別表第一 (第二条、第七条の二関係)

一 第六条の二第一項又は第二項(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画)の罪

二 第七条の二(証人等買収)の罪

三 第十条(犯罪収益等隠匿)若しくは第十一条(犯罪収益等收受)の罪又は麻薬特例法第

別表第二（第二条関係）

(公務執行妨害及び職務強制の譲渡等)若しくは第二項の不正受交付等の罪又は警察の職務を行なうに係る審判又は捜査の結果、若しくは虚偽の言をさせず、若しくは証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは偽造若しくは改変する目的で犯されたも罪に係る自己又は他人の刑罰を科す。若しくは長期四年以上の懲役の刑が定められている罪を除く。)の罪である同条第三項(未遂罪)

四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 (令和五年一二月一三日法律第八
四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条及び第二十九条の規定 公布

<p>四 六条（薬物犯罪収益等隠匿）若しくは第七条（薬物犯罪収益等收受）の罪</p> <p>刑法第一百五十五条第一項（有印公文書偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪</p> <p>同法第一百五十九条第一項（有印私文書偽造）若しくは第二項（有印私文書変造）の罪</p> <p>同法第一百五十六条（有印虚偽公文文書作成等）の罪（同法第一百五十五条第一項又は第二項の例により処断すべきものに限る。）又は同法第一百五十九条第一項（有印私文書偽造）若しくは第二項（有印私文書変造）の罪</p> <p>五 六条（薬物犯罪収益等隠匿）若しくは第七条（薬物犯罪収益等收受）の罪</p> <p>刑法第一百五十五条第一項（有印公文書偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪</p> <p>同法第二百九十七条から第二百九十七条の四まで（收賄、受託收賄及び事前收賄、第三者供賄、加重收賄及び事後收賄、あっせん收賄）又は第二百九十八条（贈賄）の罪</p> <p>六 六条（薬物犯罪収益等隠匿）若しくは第七条（薬物犯罪収益等收受）の罪</p> <p>刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、當利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪</p> <p>七 八条（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第二項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）</p> <p>八 政令第三百十九号（第七十条第一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸）若しくは第五号（不法残留）若しくは第二項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）</p> <p>九 同法第七十四条（集団密航者を不法入国させる行為等）、第七十四条の二（集団密航者の輸送）若しくは第七十四条の四（集団密航者の收受等）の罪（同法第七十四条の六（不法入国情報援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。）、同法第七十四条の六の二第一項第一号（難民旅行証明書等の不正受交付）若しく</p>	<p>十 刑法第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）の罪（裁判、検察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。）又は同法第二百一十三条（強要）の罪（次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。）</p> <p>イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（口に掲げる罪を除く。）</p> <p>ロ 口に表に掲げる罪</p>	<p>十一 渡等、偽造旅券等の譲渡等）若しくは第二項（營利目的の旅券等の不正受交付等）の罪又はこれらの罪に係る同条第三項（未遂罪）の罪</p>
<p>別表第二（第二条関係）</p> <p>一 刑法第一百六十三条规定（支払用カード電磁的記録不正作出準備）の罪、同法第一百六十三条の五（未遂罪）の罪（同法第一百六十三条规定の罪に係る部分に限る。）又は同法第四十一条の罪に係る部分に限る。）又は同法第一百七十五条（わいせつ物頒布等）若しくは第一百八十六条规定（常習賭博）の罪</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十八条第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪</p> <p>三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十九条の九第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪</p> <p>四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百条第十四号（損失補填に係る利益の收受等）の罪</p> <p>五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</p>		

第三十一条の十六第一項第一号（拳銃等及び猟銃以外の銃砲等又は刀剣類の所持）、第二号（拳銃部品の所持）若しくは第三号（拳銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）、第三十二条の十七（拳銃等としての物品の輸入等）、第三十二条の十八第一項（拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋）又は第三十二条第一号（拳銃部品の譲渡しと譲受けの周旋）の罪

二十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）、第八十四条第九号（無許可医薬品販売業）の罪

二十四 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第百一号）第五条（開設等）の罪

二十五 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、第六十一条第一号（無免許営業）又は第六十三条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

二十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）、第五十九条第一号（禁止業務についての労働者派遣事業）の罪（同法第四条第一項の違反行為に係るものに限りる。）

二十七 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）、第二十八条（特別永住者証明書偽造等準備）の罪

二十八 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、第八十条第三号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

二十九 保険業法（平成七年法律第百五号）、三百十七条の二第二号（損失補填に係る利益の收受等）又は第三百三十二条第二項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与）の罪

三十 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五五号）、第二百九十七条第一号（損失補填に係る利益の收受等）又は第三百十一条第三項（社員等の権利等の行使に関する利益の受供与）の罪

三十一 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）、第一百四十三条第四号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

三十二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三条号）、第九十九条の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

別表第三（第六条の二関）

二
イ 刑法第七十七条第一項（内乱）の罪（同項第三号に係る部分を除く。）又は同法第七十九条（内乱等帮助）の罪（同項の罪（同項第三号に係る部分に限る。）及び同法第七十七条第二項の罪に係るもの）を除く。）
ロ 刑法第八十一条（外患誘致）又は第八十二条（外患援助）の罪

ハ 刑法第一百六条（騒乱）の罪（同条第三号に係る部分を除く。）

ニ 刑法第一百八条（現住建造物等放火）、第一百九条第一項（非現住建造物等放火）若しくは第一百十条第一項（建造物等以外放火）の罪又は同法第一百十七条第一項（激發物破製）の罪（同法第一百八条、第一百九条第一項又は第一百十条第一項の例により処断すべきものに限る。）

ホ 刑法第一百十九条（現住建造物等浸害）又は第一百二十条（非現住建造物等浸害）の罪
ヘ 刑法第一百二十五条（往来危険）又は第一百二十六条第一項若しくは第二項（汽車転覆等）の罪

ト 刑法第一百三十六条（あへん煙輸入等）、第一百三十七条（あへん煙吸食器具輸入等）

又は第三十九条第二項（あへん煙吸食のための場所提供的）の罪
チ 刑法第一百四十三条（水道汚染）、第四百六十三条前段（水道毒物等混入）又は第四百六十六条（水道損壊及び閉塞）の罪
リ 刑法第一百四十八条（通貨偽造及び行使等）又は第一百四十九条（外国通貨偽造及び行使等）の罪
ヌ 刑法第一百五十五条第一項（有印公文書偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪、同法第一百五十六条（有印虚偽公文書作成等）の罪（同法第一百五十五条第一項又は第二項の例により処断すべきものに限る。）若しくは同法第五百五十七条第一項（公正正証書原本不実記載等）の罪若しくはこれらの罪に係る同法第五百五十八条第一項（偽造公文書等行使）の罪又は同法第六十一条の二第二項から第三項まで（電磁的記録不正作出及び供用）の罪
ル 刑法第一百六十二条（有価証券偽造等）又は第一百六十三条第一項（偽造有価証券行使等）の罪
ヲ 刑法第一百六十三条の二（支払用カード電磁的記録不正作出等）又は第一百六十三条の三（不正電磁的記録カード所持）の罪
ワ 刑法第一百六十五条（公印偽造及び不正使用等）の罪
タ 刑法第一百七十六条（不同意わいせつ）又は第一百七十七条（不同意性交等）の罪
ヨ 刑法第一百九十一一条（墳墓発掘死体損壊等）の罪
カ 刑法第一百九十七条第一項前段（収賄）若しくは第二項（事前収賄）、第一百九十七条の二から第一百九十七条の四まで（第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄）又は第一百九十八条（贈賄）の罪
ソ 刑法第二百二十四条（傷害）の罪
誘拐、第二百二十五条（當利目的等略取及び誘拐）、第二百二十六条规定の二第一項第四項若しくは第五項（人身売買）、第二百二十六条规定の三（被略取者等所

四十一 水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）第五十一条第一項（水道施設の損壊等）の罪	得税を免れる行為等）又は第二百四十条第一項（所得税の不納付）の罪
四十二 銃砲刀劍類所持等取締法第三十二条第二項若しくは第三項（拳銃等の発射）、第三十三条の二第一項（拳銃等の輸入）、第三十三条の三第三項若しくは第四項（拳銃等の所持等）、第三十二条の四第一項若しくは第二項（拳銃等の譲渡し等）、第三十二条の六（偽りの方法により拳銃等の所持の許可を受けた行為）、第三十二条の七第一項（拳銃実包の輸入）、第三十二条の八（拳銃実包の所持）、第三十二条の九第一項（拳銃実包の譲渡し等）、第三十二条の十一第一項若しくは第三項（獵銃の所持等）又は第三十二条の十三（拳銃等の輸入に係る資金等の提供）の罪	五十三 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百五十九条第一項又は第三項（偽りにより法人税を免れる行為等）の罪
四十三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十四条第一項（公共下水道の施設の損壊等）の罪	五四 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律（昭和四十三年法律第二百二号）第一条第一項（海底パイプライン等の損壊）の罪
四十四 特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第一百九十六条又は第二百九十六条の二（特許権等の侵害）の罪	五十五 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百十九条第一項又は第二項（著作権等の侵害等）の罪
四十五 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第五十六条（実用新案権等の侵害）の罪	五十六 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第一条第一項（航空機の強取等）又は第四条（航空機の運航阻害）の罪

四十六 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五条）第六十九条又は第六十九条の二（意匠権等の侵害）の罪	五十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第二十五条第一項（無許可廃棄物処理業等）の罪
四十七 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七条）第七十八条又は第七十八条の二（商標権等の侵害）の罪	五十八 火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条第一項（火炎びんの使用）の罪
四十八 道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第一百五十五条（不正な信号機の操作等）の罪	五十九 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三十四条第一項（熱供給施設の損壊等）の罪
四十九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条の九（業として行う指定薬物の製造等）の罪	六十 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）第一条（航空危険）、第二条第一項（航行中の航空機を墜落させる行為等）、第三条第一項（業務中の航空機の破壊等）又は第四条（業務中の航空機内への爆発物等の持込み）の罪
五十 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の处罚に関する特例法（昭和三十九年法律第二百十一号）第二条第一項（自動列車制御設備の損壊等）の罪	七十一 不正競争防止法第二十二条第一項（公衆等による商品等の紹介）の罪
五十一 電気事業法（昭和三十九年法律第二百七号）第一百五十五条第一項（電気工作物の損壊等）の罪	七十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十八条第一項（化学兵器の使用）若しくは第二項（毒性物質等の発散）又は第三十九条第一項から第三項まで（化学兵器の製造等）の罪

五十二 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三十八条第一項若しくは第三項若しくは第二百三十九条第一項（偽りにより所	七十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条第一項（サリン等の発散）又は第六条第一項（サリン等の製造等）の罪
五十三 保険業法（昭和五十七年法律第六十一号）第九条第一項（生物兵器の使用）若しくは第二項（生物剤等の発散）又は第十条第一項（生物兵器等の製造）若しくは第二項（生物兵器等の所持等）の罪	七十四 保険業法第三百三十二条第一項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪
五十四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十五条（有害業務目的の労働者派遣）の罪	七十五 臨器の移植に関する法律（平成九年法律第二百四号）第二十条第一項（臓器売買等）の罪
五十五 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条（無登録営業等）の罪	七八 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第七十三条第一項（不実の署名用電子証明書等を発行させる行為）の罪
五十六 資産の流動化に関する法律第三百一十二条第六項（社員等の権利等の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪	八十六 破産法第二百六十五条（詐欺破産）又は第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪

五十七 ポート振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十二条（無資格等投票）の罪	八十七 会社法第九百六十三条から第九百六十六条まで（会社財産を危うくする行為、虚偽文書行使等、預合い、株式の超過発行、担保の供与等）の罪
五十八 資産の流動化に関する法律第三百一十二条第六項（社員等の権利等の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪	八十八 会社法第二百六十五条（詐欺破産）又は第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪
五十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十五条（有害業務目的の労働者派遣）の罪	八十九 会社法第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪
六十 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十五条（有害業務目的の労働者派遣）の罪	九〇 会社法第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪

権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為)の罪

八十八 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律第三条第一項(放射線の発散等)、第四条第一項(原子核分裂等装置の製造)、第五条第一項若しくは第二項(原子核分裂等装置の所持等)、第六条第一項(特定核燃料物質の輸出入)、第七条(放射性物質等の使用の告知による脅迫)又は第八条(特定核燃料物質の窃取等の告知による強要)の罪

八十九 海賊行為の处罚及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第三項(海賊行為)の罪

九十 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成二十一年法律第十五号)第二十一条第一項(クラスター弾等の製造)又は第二十二条(クラスター弾等の所持)の罪

九十一 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成三十年法律第百十号)第六十条第一項(汚染廃棄物等の投棄等)の罪

九十二 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律(令和二年法律第二十二号)第十一条第一項(家畜遺伝資源の不正取得等)の罪

九十三 性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第三条第二項(不特定又は多数の者に対する性的な映像記録提供等)又は第五条第一項若しくは第二項(性的な姿態等の映像送信)の罪

別表第四(第六条の二関係)

一 別表第三に掲げる罪(次に掲げる罪を除く。)
イ 刑法第七十七条第一項(内乱)の罪(同項第三号に係る部分を除く。)並びに同法第八十一条(外患誘致)第八十二条(外患援助)及び第一百九十八条(贈賄)の罪
ロ 爆発物取締罰則第一条(爆発物の使用)の罪
ハ 児童福祉法第六十条第二項(児童の引渡し及び支配)の罪(同法第三十四条第一項

第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。)

二 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号(不法入国)、第二号(不法上陸)及び第五号(不法残留)並びに第二項(不法在留)の罪(正犯により犯されたものを除く。)、同法第七十四条の二第一項(集団密航者の輸送)の罪、同法第七十四条の六(不法入国等援助)の罪(同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。)並びに同法第七十四条の六の二第一項第一号(難民旅行証明書等の不正受交付)及び第二号(偽造外国旅券等の所持等)並びに第七十四条の八第一項(不法入国者等の藏匿等)の罪

三 一 第七条(組織的な犯罪に係る犯人藏匿等)の罪(同条第一項第二号から第三号までに掲げる者に係るものに限る。)又は第七条の二第二項(証人等買収)の罪

イ 刑法第九十八条(加重逃走)、第九十九条(被拘禁者奪取)又は第一百条第二項(逃走援助)の罪

ロ 刑法第一百六十九条(偽証)の罪

四 爆発物取締罰則第九条(爆発物の使用、製造)の犯人の藏匿等)の罪

五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第四条第一項(偽証)の罪

六 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第三十七号)第五十六条(組織的な犯罪に係る証拠隠滅等)又は第五十七条第一項(偽証)の罪

十七条第一項(偽証)の罪